

第七回国会
衆議院

電気通信委員会・文部委員会連合審査会議録第二号

(三五二)

昭和二十五年三月八日(水曜日)

午後一時四十一分開議

出席委員

電気通信委員会

委員長 辻 寛一君

理事飯塚 定輔君 理事高塩 三郎君

理事中村 純一君 理事橋本 登美三郎君

理事松本 善壽君 理事江崎 一治君

理事浅香 忠雄君 理事降旗 徳弥君

受田 新吉君

文部委員会

委員長 長野 長廣君

理事岡延石工門君 理事高木 章君

理事圓谷 光衛君 理事水谷 昇君

理事若林 義孝君 理事松本 七郎君

理事今野 武雄君 理事小林 信一君

千賀 康治君

出席國務大臣

電気通信大臣 小澤佐重喜君

出席政府委員

電波監理長官 網島 毅君

電気通信事務官 (電波庁法規課長) 野村 義男君

委員外の出席者

電気通信委員会専門員 吉田 弘苗君

本日の会議に付した事件

放送法案(内閣提出第六号)

○辻委員長 これより前会に引き続き、電気通信委員会、文部委員会連合審査会を開会いたします。

ただちに放送法案を議題として質疑を許します。高木章君。

第一類第十四号附属の三

電気通信委員会・文部委員会連合審査会議録第二号 昭和二十五年三月八日

昭和二十五年三月八日

現在の新聞事業においてプレス・コー

○高木(章)委員 前回の委員会におきまして質問を留保してあつたのでありますが、放送法案の内容には社会教育、音楽、芸術等を含んでおりまして、われ／＼文部委員として重大なる関心を持つてゐる法案であります。しかいたしまして、われ／＼の最も関心を持つておられますところのこの社会教育、音楽、芸術等の放送が、真に民主的にその健全なる発達を遂げ得るものであるような法案でありますれば、何ら問題はないのであります。第一條の理想、目的に照しまして、以下の條文がはなはだしく離隔しておるよう思ひ得る点が多々あるものであります。

まず放送法案第一條を見ますに、「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。あるいは「放送の不偏不党」一「放送による表現の自由を確保すること。あるいは「放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」とあるものであります。民間放送につきましても、わづか二箇條しか規定してないものであります。本法案は放送法案にあらずして、放送協会の保護法案のような感じを深く抱かしめるものであります。以下留保しておきました質疑を試みますれば、第一の目的とまづたぐ相一致するところの御答弁を希望するのであります。

まず第一にお伺いしたい点は、第四條であります。第四條のうちに「真実でない事項の放送をした場合に罰金」という項があるのであります。この條項のうちに「おきまして、真実であるか真実でないかは、主観の相違で、なか／＼断定が得ない場合も多々あるものであります。これを断定する場合に、根拠をだれが判断し、それが決定権を持つたかということについて、具体的にないものであります。この点を具体的に御説明願ひ、なおかつこの條項の中に、請求を受けた日から二日以内に、取消しなり何なりするような條項があるのであります。はたして申出があつてから二日以内に、完全なる真偽のほどを御調査が完了でき、そうしてこの條文にあるようなことが、絶対的に実行でき得るものかどうか。この点を第一に御質問申し上げます。

第二点といたしましては、第七條であります。「日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように放送を行うこと」を目的とする。とあるものであります。この條項に關しましては、一応もつともと思つておられます。しかしながら二月二十七日付の毎日新聞紙上で、小澤通達大臣が東京に三社、大阪に二社、名古屋に一社くらい許可するであらうと言われているのであります。東京の例をあげますれば、協会の第一放送は現在五十キロでございまして、これをまた拡充計画によりまして、將來は百キロに増加する。また第二放送は現在十キロであります。これをまた拡充計画によりまして、五十キロになると聞いておるのであります。これはあまねく日本全国において受信できるように放送するということに關しては、たいへんけつこうだと思つております。しかし民間放送において、たとえば一キロワット程度の場合には、NHKに比較して、いわゆる混信いたしまして、聴取が不可能になるのではなからうかという懸念があるのであります。この場合民間放送に対して、どの程度のキロ数を御許可願ひするものか、大体の方針を御説明願ひしたいと思います。

第三点は、九條の二号であります。「國際放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用し、又は政府の施設を使用すること」とあるものであります。これと關連いたしまして、第三十三條を見ますと、「電波監理委員会は、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して、協会に國際放送を行うべきことを命ずることができ」とあるものであります。第三十五條は「前二條の規定により協会の行う業務に要する費用は、国の負担とする」とあるものであります。これらは國際放送に關する條項であります。協会は全國的及び地方的に大きな放送網を持ち、昭和二十三年度の実績によりますと、一億六千万円の黒字と聞いておるのであります。かくして十分余裕のある経営をいたしておるのであります。これに政府の施設を使用せしめまして、政府にその費用を負担せしめ、國際放送を行うということは、いたずらに協会の組織を膨大にして、か

つこれを保護するという以外に考え得ないものであります。この点、第一條の目的と民間放送との關連に照して、御説明願ひしたいと思います。

○網島政府委員 お答えいたします。御説のように放送というものが、社会の文化の向上という面と非常に密接な關係があるというところは、御説の通りでございます。公共的な企業体と定められますところの日本放送協会につきましては、その放送番組の編集にあたりましては、第四十四條にもございまして「公衆の要望を満たす」とともに文化水準の向上に寄與するよう、最大の努力を拂わなければならない」といふふうになされておる次第であります。先ほど、民間放送についていろいろ條文がないではないかという御質問がございまして、民間放送といふこともやはりこの第一條の目的に掲げた、この放送法の精神にのつて運用されなければならないことは当然であります。ただこの法案におきまして、事ここまかくあげませんでしたのは、民間放送につきましてもあくまでも自由闊達に、のび／＼と事業の運営をやるべきである。その方がわが國における今後の民間放送の発達のために非常に必要であり、またそれが適當であるといふことからいたしまして、民間放送の発達を考慮しまして、わざ／＼條文において事ここまかく書かなかつたのであります。しかしながら將來民間放送ができましたあかつきにおきましては、現在の新聞事業においてプレス・コー

ドというものがございまして、おのの自律的に公共の福祉に沿うべく努力されていると同じように、民間放送におきましてもラジオ・コードと申しますか、そういうような自律的な要件に従いまして、この放送法の目的を達成するように努力されることを期待しております。またそういうふうになるだらうというふうに考える次第でございます。

次に先ほど御質問にありました條文に従つて、お答え申し上げます。第四條の真実でない事項の放送をした場合、この判断はだれがするのかというお尋ねでございますが、これは放送した者が判断するのでございます。この法案にもございまして、報道その他は真実でなければならぬということがきめられております。従いまして放送事業者は、あくまで自分の放送は真実であるという確信のもとに、いろいろ放送が行われるわけでありまして、これに對しまして具体的な反証をあげまして、それは間違ひであると云つて来た場合、これが客観的に間違ひであるということがはつきりわかるような場合には、放送事業者はこの訂正放送をしなければならぬのであります。その反証が一般に是認されるようなものでない場合は、放送事業者は自分の資料なり、自分の集めた諸般の事柄から判断して、これが真実であるという確信をかねるに至らない場合は、訂正放送をしなくてもよろしいのであります。それから請求を受けた日から二日以内というのはわりではないかというお話でございますが、ただいま申し上げましたようにこの訂正放送をする場合は、客観的に是認できるよ

うな資料をもつて、これは間違つておるといふことがわかつた場合でありまするから、そういう場合にはできるだけすみやかに訂正放送をすべきものと考えられるのであります。これは事業者の方から考えますと、なるべく長く日にちをとりたいたひでございますが、被害を受けた一般国民の側から申しますと、一週間も十日もたつてから訂正されたのでは効果がないのでありまして、そういう意味合いから二日以内というふうに定めた次第でございます。

次に第七條に關連いたしました、民間放送の置局の問題につきまして大臣のお話を援用されたのでございまして、もちろんどこそこ民間放送を何局許す、あるいはどういふ申請者に許すというところは、將來電波監理委員会がございまして、その監理委員会において慎重に考慮された上定められるわけでございます。この点に關しましては今からなか／＼言いくいのでございまして、大臣のおつしやつたものをおそらく純技術的に見てどうかということから、いろいろお話になつたと存するのでございます。私も純技術的に見ますと、現在御承知のようにわが國において一般に使われておりますところの受信機は、相当低級であります。従いまして電波の分離性が悪いのでありまして、残念ながら諸外國におけるようにたくさん放送局を一つ一つの都市に置くわけに参りません。従いまして純技術的な立場から考えまして、こういう大きな都市には二つ、あるいはせい／＼非常に條件のいい場合で三つということになるのございまして、場所によりましては一つしか許

し得ないところも起るかと存するのであります。そういう意味合いにおいて大臣がお話されたものと、私も考へておる次第でございます。それから今後NHKが電力をふやして行く。そういう場合には民間放送を圧迫して、民間放送が置けなくなるはしないかというお話でございます。もちろん一方において非常に大きな電力のものがございまして、小さな電力の放送が相当被害を受けることは明らかでございます。しかしながらNHKの大電力の計画は、都市によつてもちろんきまります。全体の計画を達成するのには相當の期間がかかるのでございまして、それと同時に、私も現在民間に普及してございまして、この受信機の性能を、できるだけ安い価格で簡単に向上するという方法の奨励をしたいと考えております。この受信機の向上によりまして、混信という問題は解決されるチャンスが非常に多いのであります。もしもアメリカその他の國で一般に使つてゐるような受信機が普及されるといふことになりますれば、一つの都市に十数局の放送局を置くことは不可能ではございません。なお民間放送の電力の御質問でございますが、大体民間放送というものはできるだけ安い経費をもつて、効果的にこれを利用することが望ましいのであります。従つて最も民衆の密集した区域にこれを集中してやる。そうすれば電力も少なくて済むし、経済も少なくて済むわけでありまして、しかしながら他の放送との関係その他もございまして、必ずしも五百ワットとか一キロ程度のものまで全部済むとは考へておりません。従いまして私もいたしまして

では、十キロ程度のものまでは必要ではないかというふうに考へておる次第でございます。次に御九條の二に關連いたしました、海外放送の問題でございます。日本放送協会は、できるだけ自発的にこの海外放送を行うことを望んでおります。しかし、そういうふうな協定を要求しておられます。しかしながら國として、どうしてもこういう方面にはどういふ必要のために國際放送が必要だといふふうな場合、この協定に命令を出してもやらせる必要が起り得ることがあると考へます。従いまして政府の命令によつて海外放送を行わせる條項も必要と考へたのでございまして、そのように政府が命令をもつて事をさせる場合におきまして、政府からこれに必要ないろいろな設備を貸すとか、あるいは交付金をやるとかいふことは、當然必要なことと存じておる次第でございます。それから先ほど協会の收支計算書を見たと黒字になつておるようであるが、それでも政府の補助が必要であるかというふうな御質問がございました。これは一見黒字のようには見えますが、これは收支計算書のつくり方によるのであります。實際はこの黒字に相當する部分、その他は全部設備の改善、あるいは設備の増設その他に使用されております。従つて協会は、毎年借入金をしなければならぬというふうな状況でございます。以上御質問にお答えいたしました。

○小澤國務大臣 高木君から私の留守中に、私がどこかで何かお話ししたことについて御質問があつたのでございまして、よく一休民間放送が、いよ／＼許可になるとすればどういふ形になるのか、あるいは何箇所くらい許可になるのかという御質問がございまして、これに對して私は、現在法案が決定しておるのには、明確なところはないといふうなお話はできぬし、かりに法案が決定した場合においても、これは電氣通信大臣の権限範圍外になるのであるから、まづたく想像もつかないといふふうに考へます。大体現在自分での電波事業の監督官庁になつておるのだから、多少の想像はつくだらうといふように言われます。そうなりますと私の現在の想像では二、三箇所が適當かと考へておるが、しかしこれは私が決定するのではないから、いづれ法律案が決定されまして、委員会がございすれば、委員会は何人の拘束も受けません。自由な氣持で決定することと思ひます。

○高木 委員 次にお伺ひいたしましたことは、九條の二項の四号であります。この項は、「文芸、音楽、美術及び學術の著作權を取得し、使用し、又はその使用を承認すること」とあるのであります。この場合たゞいまの長官の御説明によりまして、黒字でないかのようなふうにとつたのであります。が、いづれにしても民間放送よりは國からの補助もあり、その他今までの基礎もあり、そして強固なる協会でありまして、今後できまるところの優秀なる文芸、音楽、美術等の著作權を取得して、そしてこれを使用し、これが使用を承認するところでありまして、この場合民間放送には無料で使用を承認するという意味でありまして、それが、それと若干の費用をとるといふ

許可になるとすればどういふ形になるのか、あるいは何箇所くらい許可になるのかという御質問がございまして、これに對して私は、現在法案が決定しておるのには、明確なところはないといふうなお話はできぬし、かりに法案が決定した場合においても、これは電氣通信大臣の権限範圍外になるのであるから、まづたく想像もつかないといふふうに考へます。大体現在自分での電波事業の監督官庁になつておるのだから、多少の想像はつくだらうといふように言われます。そうなりますと私の現在の想像では二、三箇所が適當かと考へておるが、しかしこれは私が決定するのではないから、いづれ法律案が決定されまして、委員会がございすれば、委員会は何人の拘束も受けません。自由な氣持で決定することと思ひます。

○高木 委員 次にお伺ひいたしましたことは、九條の二項の四号であります。この項は、「文芸、音楽、美術及び學術の著作權を取得し、使用し、又はその使用を承認すること」とあるのであります。この場合たゞいまの長官の御説明によりまして、黒字でないかのようなふうにとつたのであります。が、いづれにしても民間放送よりは國からの補助もあり、その他今までの基礎もあり、そして強固なる協会でありまして、今後できまるところの優秀なる文芸、音楽、美術等の著作權を取得して、そしてこれを使用し、これが使用を承認するところでありまして、この場合民間放送には無料で使用を承認するといふ意味でありまして、それが、それが若干の費用をとるといふ

許可になるとすればどういふ形になるのか、あるいは何箇所くらい許可になるのかという御質問がございまして、これに對して私は、現在法案が決定しておるのには、明確なところはないといふうなお話はできぬし、かりに法案が決定した場合においても、これは電氣通信大臣の権限範圍外になるのであるから、まづたく想像もつかないといふふうに考へます。大体現在自分での電波事業の監督官庁になつておるのだから、多少の想像はつくだらうといふように言われます。そうなりますと私の現在の想像では二、三箇所が適當かと考へておるが、しかしこれは私が決定するのではないから、いづれ法律案が決定されまして、委員会がございすれば、委員会は何人の拘束も受けません。自由な氣持で決定することと思ひます。

○高木 委員 次にお伺ひいたしましたことは、九條の二項の四号であります。この項は、「文芸、音楽、美術及び學術の著作權を取得し、使用し、又はその使用を承認すること」とあるのであります。この場合たゞいまの長官の御説明によりまして、黒字でないかのようなふうにとつたのであります。が、いづれにしても民間放送よりは國からの補助もあり、その他今までの基礎もあり、そして強固なる協会でありまして、今後できまるところの優秀なる文芸、音楽、美術等の著作權を取得して、そしてこれを使用し、これが使用を承認するところでありまして、この場合民間放送には無料で使用を承認するといふ意味でありまして、それが、それが若干の費用をとるといふ

許可になるとすればどういふ形になるのか、あるいは何箇所くらい許可になるのかという御質問がございまして、これに對して私は、現在法案が決定しておるのには、明確なところはないといふうなお話はできぬし、かりに法案が決定した場合においても、これは電氣通信大臣の権限範圍外になるのであるから、まづたく想像もつかないといふふうに考へます。大体現在自分での電波事業の監督官庁になつておるのだから、多少の想像はつくだらうといふように言われます。そうなりますと私の現在の想像では二、三箇所が適當かと考へておるが、しかしこれは私が決定するのではないから、いづれ法律案が決定されまして、委員会がございすれば、委員会は何人の拘束も受けません。自由な氣持で決定することと思ひます。

○高木 委員 次にお伺ひいたしましたことは、九條の二項の四号であります。この項は、「文芸、音楽、美術及び學術の著作權を取得し、使用し、又はその使用を承認すること」とあるのであります。この場合たゞいまの長官の御説明によりまして、黒字でないかのようなふうにとつたのであります。が、いづれにしても民間放送よりは國からの補助もあり、その他今までの基礎もあり、そして強固なる協会でありまして、今後できまるところの優秀なる文芸、音楽、美術等の著作權を取得して、そしてこれを使用し、これが使用を承認するところでありまして、この場合民間放送には無料で使用を承認するといふ意味でありまして、それが、それが若干の費用をとるといふ

許可になるとすればどういふ形になるのか、あるいは何箇所くらい許可になるのかという御質問がございまして、これに對して私は、現在法案が決定しておるのには、明確なところはないといふうなお話はできぬし、かりに法案が決定した場合においても、これは電氣通信大臣の権限範圍外になるのであるから、まづたく想像もつかないといふふうに考へます。大体現在自分での電波事業の監督官庁になつておるのだから、多少の想像はつくだらうといふように言われます。そうなりますと私の現在の想像では二、三箇所が適當かと考へておるが、しかしこれは私が決定するのではないから、いづれ法律案が決定されまして、委員会がございすれば、委員会は何人の拘束も受けません。自由な氣持で決定することと思ひます。

意味でありましょうか。これもお伺い
申し上げたいのであります。

次に同條の五号であります。特許権
及び実用新案権並びにこれらの実施権
を取得すること。とあるものでありま
す。この條項に関連いたしまして、九
條の一項の四号には、研究を命ずる事
項があるのであります。しこうして三
十四條の二項を拜見いたしますと、
その研究の結果を開放することがとき
文があるものであります。三十四條の二
項においては、前項の規定により、行
われしたる研究の結果は、放送事業
の発達その他公共の利益になるよう
に利用方法を規定してあるものであり
ます。こうなりますと、命令があり、
開放事項があるのであります。しこう
して九條の二項の五号のように、実用
新案権をつたり、実施権を取得する
という規定がありますと、どちらを
信用していいかちよつとわからないの
であります。この條項がある以上
は、もちろん特許権その他実用新案権
に関する問題は、協会に相当な代償を
支拂うか、もしくは何らかの條件によ
らねば、民間放送の方々は使ひ得ない
と思うのであります。この点について
ひとつ第一條の目的に照して御答弁を
願いたいと思つてあります。

さつておられるところのメーカーが、
非常に脅威を感じておられるのでありま
す。幸いに委員の方々が、業者
の知らない山間僻地に行つて、山間僻
地を指定されて、この七号を適用する
ような命令が出されればよろしいので
あります。が、東京の銀座や上野や
らで、この業務を開始するような命令
がもし下され得るとしたならば、業者
が非常に脅威を感じておられるのであり
ます。この点に關しまして御質問いた
します。

○小澤國務大臣 質問の一点、二点に
關しましては、政府委員からお答えい
たしますが、第三の「委託により放送
受信機器を修理すること」この問題
はまつたく高木君の御指摘の通り、受
信者の利益をはかりまして、たとえば
山間僻地にはラジオ屋もない。こうい
う場合に、いわゆる故障の起つたラジ
オで聴取ができないというような場合
には、そういう地域を主眼としまし
て、放送協会みずからがやるという趣
旨でありまして、まつたく一般業者を
排除する趣旨でないことを御了承願
います。

○網島政府委員 それではほかの問題
について御答弁いたします。まず第九
條の二項の四号の問題でございする
が、これは協会がプログラムを放送す
る上におきまして、どうしてもこの著
作権を取得しなければならぬものが
ございします。そういう場合に放送上必
要な範囲のものを取得するということ
でございまして、広範囲にこれを全部
取得して、民間放送を圧迫するといふ
ことは毛頭考えておりません。それか
らなおこの使用を承認する場合に、金
をとりかどうかという問題でございま
するが、これは絶対にとらないといふ
ことは申し上げにくいのでございま
す。この法案に盛り込まれた新しい
日本放送協会の公益性にかんがみまし
て、その点は協会の経営委員会その他
で、その常識によつてできるだけ民間
放送を育成するように、いろいろ考へ
られることと存するのであります。

それから第二項の五号の特許権及び
実用新案権の取得の問題でございま
す。これも協会がその放送に必要な
施設をする上におきまして、どうして
も特許権あるいは実用新案権、その実
施権等を取得なければならぬものが
ございします。従ひましてそのごく必
要な範囲のものを取得するという
意味合いでございします。

それから第三十四條の研究命令の條
項でございしますが、この放送に關しま
しては、今後テレビジョンとか、その
他いろいろの新しい技術、あるいは放
送形式の発達があると思つてありま
すが、こういうものにつきては、民
間放送がその経費をもつて研究をやる
というところは、相当困難の場合が多々
あると存じます。しかもこういう新し
い技術は、一般民間放送あるいは日本
放送協会そのものにも必要なもので
ございしますが、特に民間放送の発達そ
の他を考えた場合に、現在の日本放
送協会——これは将来も引続き持つ
てあります。その研究機関は相当内
容の充実したものでございします。従つ
てそういう研究機関に研究をしてもら
うといふことは、非常に効果的でござ
います。で、政府はそれに研究命令を
出しまして、その成果を広く一般公共
の利益のために利用させるようにする
という趣旨でございまして、これは先
ほど御意見がございましたが、民間放
送に対する補助の間接的な役割も務め
るかと存する次第でございします。

○高木(章)委員 次に三十二條につ
いてお伺い申し上げます。三十二條に
「協会の標準放送、五百三十五キロサイ
クルから千六百五十キロサイクルまでの
周波数を使用する放送をいう。」とあ
るのであります。協会はこの間の周
波数を独占するやうな感じを多分に受
けるのであります。民間放送にはどの
周波数を与えるのかわからないのであ
ります。が、もしこの標準放送の周波
数の範囲内で與えてくださるとするな
らば、「協会の標準放送」を「協会及
びその他の標準放送」と訂正願えれ
ば、非常にありがたい仕合せと思つ
てあります。これも民間にかなる周
波数を御許可になるか、全然未知の問
題でございまして、その点お伺いた
したいと思ひます。

○網島政府委員 この三十二條の意味
は、標準放送、すなわち五百三十五キ
ロサイクルから千六百五十キロサイク
ルの間の放送を受けることのできる受信
機を設備したものが、協会に聴取料を
拂わなければならないところの事柄を
法律ではつきりさせたのでございま
して、これはこの範囲の周波数の放送
は、日本放送協会が全部やるのだとい
うことにはならないのであります。日
本放送協会は過去二十五年の歴史を持
つておりまして、現在約百局に近い放
送局がございしますから、相当多くの波
長を使つておられることは事実でござ
います。しかし現在の放送協会の波長のほ
かに、民間放送のための波長がないか
といふと、そういうことではござ
いません。私も考えまして、まだ相当

とは言い切れぬと思うのであります。なおこの新しくできる協会は、国有鉄道の公営公社と同じように、非常に公共性の強いものでございます。この特権は当然あつていいのではないかと考えるのであります。ところでこの民間放送がこういう点にきまして、一層必要性があるのではないかとお話をさせていただきますが、これは将来民間放送の放送局を設置する場合に、その設置場所が相当ある特定地域に限定されるかもしれないということとを考へますれば、御説のようなことも起り得るわけでございまして、この点に關しましては衆議院の電通委員会の方でも、修正案その他をお持ちのようでございます。

○今野委員 この法案の中で一番中心になる問題として、日本放送協会の問題があるわけですが、これが今までと同じように非常に独占的な傾向を持つておるといふことは、言論の自由というふうな建前から、新聞協会などでもいろいろと論議が出ております。私も非常に大きな関心を持つておるのであります。しかしそういうようなことのために、非常に公共性ということをうたわれておるわけでありまして、しかしこの点も今までのNHKの運営において、その公共性がいかに取扱われて来たかという実績と考へ合せてみますと、やはりまだ何か頼りない感じをうけ持つわけでありまして、ことに財産とか、役員、すべてが受継がれるような形になるようでありまして、従つて今までのNHKの公共性という点がいかにか保たれて来たかという点について、まず質問したいと思ふのであります。NHKは戦いが終る

までは、やはり通信大臣の監督下にあり、会長の選任その他についても通信大臣の認可が得られるという点になつていたわけでありまして、その後そういうものが解かれて、認可を要しないようになったのであります。しかしながらそれが公共性を持つていうことからは、その空を埋めるために、一九四六年一月二十二日に放送委員会といふたようなものができたはずでありまして、これはCIEのダイク代將の覚書によつてできたものでありまして、空国民の輿論代表機関として、日本における放送事業の民主化に貢献するといふ建前でもございまして、そうしてもつと詳しくは、三つの任務がそれに対して與えられておるのであります。第一は、日本放送協会会長候補者を三名選出するといふこと、第二番目には、同協会の再組織案の作成をするといふこと、第三には、放送基本方針を決定するといふことであつたのであります。この三つの役割を持つ放送委員会なるものができたわけでありまして、これはダイク代將の覚書によつてできて、この委員としては十六名の文化人並びに技術者が選ばれておるわけでありまして、このものは同じ年の十二月の対日理事会で、ラジオの民主化という問題について質問があつたときに、当時のアメリカの代表の議長であつたアチソン氏から、この放送協会のことに言及されて、こういう協会によつて放送の民主化ということが行われておる、こういう答えがあつたことによつても、これがはつきりした存在であるといふことは明らかであります。しかるにこの協会がまだ解散したという事実が少しもないわけなのであります。と

ところがこの前の公聴会における古垣氏の話では、これは解散したと言われ、この間も谷口君の質問に対して小澤さんは、やはりこれは解散したのであるといふようなお答えであつたのであります。しかしこれは私も調査したところによりまして、いまだ解散しておらないのであります。しかもそれが会長選任については、現在の古垣会長が会長になることは、実は初めはこの放送委員会でもつて、規定に従つて会長候補者を何人か出しておつたわけでありまして、それは全部いれられないうで、そういうものに諮ることなしに、今度は協会の内部の總會だけでもつて、この總會そのものも、出席者がわずか百名ちよつと越えるだけであります。大部分、三千六百といふやうな莫大なる委任状によつて行われた總會でありまして、それによつて会長を決定しておる。今度の放送法案その他再組織の問題についても、この委員会が何らかのことに關知しないといふやうな状態になつておるわけでありまして、こういうことは、何か今までのNHKそのものがまづたく私的なものになつておつて、公共性が少しもなかつたといふやうな感じがするわけでありまして、もしも今後もうやういふやうなものが続けられるとするならば、これは非常に不明朗な事態に立ち至るといふふうに考へられますので、この放送委員会の問題について、もつとはつきりした回答をしていただきたいと考へる次第でございます。

○小澤国務大臣 お答えしますが、この問題について前回の委員会において、一部お答えしたと存じております。すなわちこの委員会が、過去において結成されて、また過去において消滅したといふことは、私もよく知つておりましたが、今のお話のように現在存続しておるとは考へておりません。かりにこういう委員会が存続されたとしても、これは別に政府機関でもございませぬし、今回の立法はNHKの要望によつて法律化するものでなくして、国家がこういうことが最も必要だといふ見地から立法されておりますから、かりにそういう委員会が存続しておつたにしても、別に私もその委員会だけの考へ方によつて、今後の放送事業の運営をどうしようといふまでは考へておりません。

○今野委員 この放送法案と全然關係がなければよいのであります。役職員、ことに会長の選任なども、従来のNHKの役員から選ぶといふやうな気がするわけでありまして、そこで会長の選任その他に、今のような問題があるとするれば、やはり附則や何かの点において、相当考え直さなければならぬ点があるのではないかと考へます。ことからは実は問題になるわけでありまして、その点はいかがでしようかと。

○小澤国務大臣 会長の選任方法は、この法文に明記してございまして、従つて会長の選任にあつては、ただいま御指摘の委員会については、別に権能を認めておりません。従つて今会長を選任するにあつて、その委員会がどうこうという問題は、少くともこの法律には別に關係がないものと認めさせていただきます。

○今野委員 その点はそのくらいにしておきましょう。もう一つ次にお伺いしたいのであります。この放送協会の財産やその他が受継がれるわけでありまして、現在の放送協会の経理については、世上でもこれが薄謝協會であるといふやうなことがいわれておりまして、大分出資者側に不満がある。それに対して協会の側としましては、これは公共的なものであるからがまんしなさい。こういうやうなことになるわけでありまして、しかしいろいろと調べたところによりますと、一応そういうふうになつていながら、一方役員員の俸給その他についてはどうかといひますと、何でも会長さんは月収が三十万円以上もあるといふやうな話であります。そうしてほかにも機密費が大分使われているといふやうなこともいわれております。また部長級でも五万五千から六万程度の月収があり、しかも年に二回十万円から十五万円の賞與が與えられておる。こういうふうなことが大體確かめられて来ておるのです。そういういたしますと、そのほかの役員員の住宅の問題についても、この間谷口君が言われました通り、非常に優遇が過ぎるやうな状態があるし、そのほかにもまたこれ話に出たけれども、臨時南方手当といふやうなもの、軍人、軍属に対しては拂つてはならないといふやうなことが、GHQの指令で出ておるわけでありまして、それにもかかわらず、そういうことが行われておる。こういうやうな点を見ますと、非常に経理状態が不明朗になつておる。素直にしているのではないかと考へられるわけでありまして、そこでこういうやうな問題に対して、これを受継ぐ際にどういふふうな受継ぐか。これはやはり嚴重な監査をする必要があるのではないかと考へられるわけでありまして、

その点についてはどういふふうな手続でやろうと考へておられるか。ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 お話のように、現在のNHKの経理関係について、いろいろ御指摘に近いようなうわさを聞くこともあります。しかし御指摘のことがはたして事実であるかどうかということは、今私からここではつきり申されませんが、要は引継ぎの場合におきましては、設立委員というものがこの法律の附則によつてできまして、この設立委員はあらかじめ経理状態、財産状態、一切の人事関係を調査いたしまして、お話に近いような監査程度まで行つて、これよりつばな引継ぎができる

と認めた上で、この委員会が新しくできる放送協会の法人に譲ることになつておりますので、大体お考えに近いような形で移行されるものではないか、こう考へております。

○今野委員 その点についてであります、実はこの協会の内容を考へてみますと、大体会員が六千五百で、出資金は大体百六十万円くらい、しかるに現在の公のバランス・シートでも六億といわれる財産があり、これは時価でいへば、その十倍くらいあるのじやないかとさへいわれております。これは全部聴取者の出した金によつてできておるわけでありまして。だからこれは全国民のものであると言つても過言でないやうなものであります。そういうところに、そのういふような財政上の疑義があるというならば、これは当然経理を公開することが適當ではないかと考へられるのでありますが、その点はいかがお考へでしょうか。

○小澤國務大臣 今野君も御承知のやうに、現在のNHKは普通の社団法人であります。従つて一般行政官庁のことに對する監督権というものは、ごく微弱であります。内容の実態の調査といふようなことは、報告等で知るだけでありまして、よく存じませんけれども、しかしながらお話のように百數十億円のいわゆる出資金で、現在の莫大な財産の価値を持つものでありますから、換言すればこの組織というものは、国民のものだと考へなければならぬと思ふのであります。であるから、これを公共企業体にいたしまして、いわゆる国民の設備というやうな見地で、現在の立法がすべてやられております。そういうやうな事情から、今後の経理にあたりましては、予算の編成をした場合においては、一応監理委員会の承認を経て、国会に報告なり承認を求める。一方監査面におきましては、会計検査院の制度で監査をして行く。また経営面においては、全国八地方から適當な学識経験者を集めて、これを経営に当らせるといふやうに、どこまでも国民本位になつて経営が行われておるのでありますから、従つて今後聴取料というものは、少くとも一つの税金と考へてもさしつかえないじやないかと思ふのであります。そういうやうなふうであればこそ、この法案を一日もすみやかに実施をいたしまして、そして国民の納得の行くやうな、また国民の要望するやうな公共企業体にして行くことを念願しております。

○今野委員 どうもいつも上手にはずされてしまふので、たいへん残念であります。次にこの新しくできる協会でありまして、これは今言つたやうに、非常に公共性を持ち、従つてその経営委員なり役員というものは、嚴選された、ほんとうに民主的な人たちがなればならぬといふことは、これは私が言うまでもないと思ふのであります。ところが現在世にてもつて、おそらく新しい会長になるだうといわれ

ておられます。古垣氏の場合などをつて考へてみますと、たとえば終職の直前、一九四五年八月七日であります。この日の朝日新聞の二面を見てくだるとよくわかりますが、あそこにはつきりと……

○辻委員 まだだれが会長になるかといふことはきまつておりませんから、法案について直接関係のある点を質問していただきたい。

○今野委員 附則の関係が……

○辻委員 附則でも、会長がだれになるかきまつておりません。それはあなたの方の御仮定でありますから、それに基づいてのいろいろの御議論は……

○今野委員 仮定ではあります。そういううらわさもあるがといふだけなんです。

○辻委員 だから、法案にはそういう人名も出て来ておりません。

○今野委員 附則にはそのことが……

○辻委員 附則には人名が出て来ておりません。

○今野委員 ポツダム宣言というものは、米英の謀略であるといふことを非常な力を込めてうたつてある。そういうやうな場合には、民主的な人物を迎える趣旨からは、当然そういう人々は許されないと考へるのであります。これはいかが考へておられますか。

○小澤國務大臣 今のお話のように、会長の人選は経営委員会で決定することになつておりますから、私らといへども容喙することはできません。しかしながらどう考へておるか申しますならば、今、今野君の言うやうに、民主的な方法によつて、民主的な人物が会長に就任することを希望いたしておきます。但し民主的なといふ考へ方が、おそらく今野君とわれ／＼とは違ふのじやないかと思ひます。

○今野委員 次に放送内容についてであります。昨年の七、八月ごろ、職業安定所の店先が急に非常ににぎやかになつた。何のためかといへば、あの当時は世間の首切りなどが非常にあつたわけでありまして、そのためであることはもちろんであります。同時にその人たちが聞くと、放送を聞いてやつて来たといふのが非常に多いわけなんです。特にあの職業安定というやうな関係の放送が非常に多かつた。それからその後、秋になりました。例の株式民主化といふやうなことが、あらゆるテーマの中に織込まれて来る。それで放送のあい／＼にも短い言葉で、あの証券民主化といふことが出て来る。こういうやうなふうにして、非常にいろ／＼なテーマでもつて、ちやうど選挙運動をやるときのように、何かしらラジオ・キャンペーンというものが行われておる。しかもそれが非常にいい結果をもたらすならばけつこうであります。たとえば証券民主化の場合には、そのために被害を受けた人もいぶん多いといふことであります。こういうやうな番組の組み方、これは一体どこで、だれが責任を負つてやつておるのか。また今後やるやうになるのか。

○小澤國務大臣 プログラムの編成の問題については、現在でも政府では全然干渉いたしておりません。ただいやくもそういうことが、公共の秩序とか、善良の風俗に反する場合におきましては、監督権を發動いたしますけれども、従来までの型は、まったく自主的な形において放送番組を編成いたしておられます。新しい法案においては構想は、経営委員会が何人の指圖も受けないで、国民大衆のために最も適當な番組を組みまして、そして国民のために盡すといふ建前になつております。

○今野委員 今後やはりそういう自主性がほんとうに保たれて行くのかどうかといふことについて、私は非常に危惧の念を抱くわけなのであります。が、聞くところによれば、検閲ということが廃止されたけれども、何か非常にこまかい点まで指導が行われておるといふことを聞くわけなのであります。そういうことが事実であれば、やはり放送の自主性というものはまつたにないことになるわけでありまして、大臣はそういうことが絶対にないといふことをここで言うことができませんか。

○小澤國務大臣 現在におきます日本の姿は、いわゆる占領国でありますので、占領国であるという前提において制約を受けるかもしれないませんが、それ以外の点においては、私が先ほど答へした通りであります。

○辻委員 今野君よろしくございませう。ほかに御質疑はございせんか。御質疑がなければこの程度にとどめたいと思ひます。

○小澤國務大臣 文部委員長とお打合せの上、さらに聞くことになりましたが、大体この速記録も大

○小澤國務大臣 プログラムの編成の

問題については、現在でも政府では全然干渉いたしておりません。ただいやくもそういうことが、公共の秩序とか、善良の風俗に反する場合におきましては、監督権を發動いたしますけれども、従来までの型は、まったく自主的な形において放送番組を編成いたしておられます。新しい法案においては構想は、経営委員会が何人の指圖も受けないで、国民大衆のために最も適當な番組を組みまして、そして国民のために盡すといふ建前になつております。

分進んでおりまして、五号まで行つて
おり、公聴会までできております
し、ただいま御論議いただきました件
につきましても、当委員会において相
当審議いたしておりますから、御熱
心な点は非常に感謝いたしますが、
どうか速記もひとつお読みいただきま
して、なおかつ必要がありますれば、
開くことにいたしたいと思います。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十七分散会。